

○ 西いぶり広域連合議会事務局設置条例

平成12年3月28日
条例第4号

(事務局の設置)

第1条 西いぶり広域連合議会に事務局を置く。

(事務局の職員)

第2条 事務局に事務局長及び書記のほか必要な職員を置く。

(職員定数)

第3条 職員の定数は別に定める。

(委任規定)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。